2021.10.18

国際ロータリー第２７９０地区

クラブ会長・幹事　各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国際ロータリー第２７９０地区

ガバナー　　　梶原　等

地区幹事長　　佐々木高治

地区危機管理委員会　委員長　津留起夫

危機管理規程集策定に伴うご意見聴取について

冠省

本年度の危機管理委員会では、現在地区危機管理規程集の策定作業を行っております。

つきましては、策定中の規程集（案）の「青少年プログラムボランティア申込書」につきまして、クラブ会長・幹事各位よりあらかじめのご意見を頂きたく、資料を送付いたしますのでご高覧・ご検討を宜しくお願い申し上げます。

１）経緯

2016年の夏にRIは「ロータリー青少年保護の手引き」を発行し、日本語版が2017.春に届きました。現在第2版が2020年5月に発行されております。その手引きは、ロータリー章典2.120.1「青少年と接する際の行動規範に関する声明」に示されております青少年の保護理念をもとに、その具体的な方針・指針・手順等を定めたものになっており、クラブと地区にその遵守・履行を求めております。

更に、RIはCOVID-19感染拡大によるパンデミックを契機に、「地区危機管理計画」の策定を地区に義務付けを致しました。そこで、現在、地区危機管理委員会は、この危機管理計画及び手引きの方針・指針・手順、並びに従来の地区危機管理委員会規定の改定を含めた策定作業を行っております。

２）意見聴取

つきましては、特に関係するクラブより提出していただく予定の「青少年プログラムボランティア申込書」と「ボランティア申込提出者」の範囲につきまして、ご意見をお寄せ頂きます様お願い致します。

３）期日と連絡先

期　日：2021年11月6日

連絡先：D2790ガバナー事務所

E-mail：21-22gov@rid2790.jp

草々

**Q&A**

**Q１：クラブ会員がボランテイア申込書の提出をしなくてはならないのは、何故なのか？**

**A１：**ロータリーの奉仕プログラムに参加する青少年を保護するためです。

**解説１：**

ロータリー章典2.120.1「青少年と接する際の行動規範に関する声明」の理念をもとに「ロータリー青少年保護の手引き」が発行され、クラブと地区は、青少年を保護する目的で手引きに規定さている中の「ボランティア申請書」を遵守・履行しなければなりません。

そこで、「青少年」とはいくつまでの若者を指しているかを明確にする必要がありますので、地区危機管理委員会は、「『青少年』を30歳以下の若者」と定義しております。

従って、30歳以下の若者が参加する奉仕活動を行うクラブでは、地区青少年保護方針に従って、ボランテイア申込書の提出を該当者に求めることになります。

**Q２：クラブ会員がボランテイア申込書の提出をしなくてはならないのは、誰なのか？**

**A２：**クラブが行う奉仕活動で、参加者が30歳以下の場合は、そのプログラム委員はボランティア申請書を提出します。代表的なプログラムを下記の表に示します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | プログラム | ボランティア申請書提出者 | 備考 |
| 1 | インターアクトクラブ提唱 | プログラム委員 | プログラム参加者が30歳以下に限り、ボランティア申請書が求められる。 |
| 2 | ローターアクトクラブ提唱 | プログラム委員 |
| 3 | RYLA参加 | 参加者の引率者 |
| 4 | 米山記念奨学生 | カウンセラー |
| 5 | ロータリー財団奨学生 | カウンセラー |
| 6 | ロータリー財団平和フェロー | カウンセラー |
| 7 | その他青少年奉仕活動 | プログラム委員 |
| 8 | クラブ奉仕活動代表者 | 会長・幹事 |

**Q３：「ボランテイア申込書」の第一の目的は何か？**

**A３：**犯罪歴の確認です。

**解説３：**

日本国内ではロータリーが個人の犯罪歴について調査する事は出来ません。従って、自己申告によって確認をすることになります。青少年の保護を目的に、出来るだけリスクを回避しなければなりません。特に注目していることは、虐待や性的ハラスメントから青少年を守る事です。

申請者が顕著な性的嗜好を持つ、又は過去に罪を犯している場合、ロータリーでは、その人は青少年が参加する奉仕活動には参加できません。地区ガバナーは、モニタリングの義務を負っています。

**Q４：**身元保証人の責務はあるか？

**A４：**責務はありません。

**解説４：**

英語原本の「Personal Reference」が「身元保証人」と訳されています。一般的な日本での身元保証人とは意味合いが違っています。「身元照会先」と言う意味合いです。